○三重県林地開発許可に関する規則

昭和５０年　９月　９日　三重県規則第４９号
最終改正　令和　５年１０月１０日　三重県規則第５６号

（趣旨）

第１条　この規則は、森林法（昭和２６年法律第２４９号。以下「法」という。）第１０条の２の開発行為（以下「開発行為」という。）の許可（以下「開発許可」という。）の手続等について、法、森林法施行令（昭和２６年政令第２７６号）、森林法施行規則（昭和２６年農林省令第５４号。以下「省令」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和３７年農林省告示第８５１号）（第１７条において「法等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（位置図及び区域図）

第２条　省令第４条第１号に規定する位置図及び区域図は、次のとおりとする。

一　位置図　開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺５万分の１以上の地形図

二　区域図　次の事項を明示した縮尺５千分の１以上の図面

イ　開発行為に係る森林の土地の区域（第４条及び第８条第１項において「林地開発区域」という。）、開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る森林の土地及び当該土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林であって、開発行為に係る事業と密接に関連する土地の区域。第４条及び第８条において「開発対象区域」という。）及び開発行為に係る事業区域（以下「開発事業区域」という。）

ロ　開発事業区域を明示するのに必要な範囲内における府県界、市町村界及び市町村の区域内の町又は字の境界

ハ　開発事業区域の所在地番及び形状

（計画書）

第３条　省令第４条第２号に規定する計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　開発行為に係る事業又は施設の名称

二　前条第２号イの各区域の面積

三　開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量

四　残置し、又は造成する森林又は緑地の所在地番及び面積

五　前号に規定する土地に植栽する樹木等の種類及び本数並びにこれらの土地等の維持管理の方法

六　開発行為に関し一時的に利用する土地の利用方法及び当該利用後における回復方法

七　開発行為に要する資金の額及びその調達方法

七の二　防災施設の施行者の概要及び施工実績

八　開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要

九　開発行為に係る災害及び水害の防止、水の確保並びに環境の保全において講ずる必要がある措置内容

十　その他参考となる事項

２　前項の計画書には、次の図書を添付しなければならない。

一　現況図（開発事業区域の地形及び林況並びにその周辺の人家及び公共施設の位置を示す図面をいう。）
二　利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法(のり)面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面をいう。）
三　法(のり)面の断面図（法(のり)面の高さ、勾配及び土質、施行前の地盤面並びに法(のり)面保護の方法を示す図面をいう。）
四　防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造及び流域又は集水区域の境界等雨水の排水計画を示す図面並びにその設計根拠を示す図面及び計算書をいう。）
五　建物等の概要図
六　前項第四号に規定する土地の権原の取得の状況を証する書類及びこれらの土地について地方公共団体等との間における保全に関する協定書等
七　開発行為の施行工程表
八　その他参考となる事項

（災害の防止等において講ずる必要がある措置内容）
第４条　前条第１項第９号の事項には、次に掲げる災害及び水害の防止、水の確保並びに環境の保全において講ずる必要がある措置内容を記載するものとする。
一　災害の防止上講ずる必要がある措置内容
イ　開発行為は原則として現地形に沿って行い、当該開発行為による土砂の移動量を必要最小限にとどめること。
ロ　切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法(のり)面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な場所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法(のり)面が生ずるときはその法(のり)面の勾配が地質、土質及び法(のり)面の高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置を適切に講ずること。
ハ　切土、盛土又は捨土を行った後の法(のり)面の勾配がロに規定する法(のり)面の勾配を確保することが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて当該土地の安定を確保する必要がある場合には、擁壁の設置その他の法(のり)面の崩壊防止の措置を適切に講ずること。
ニ　切土、盛土又は捨土を行った後の法(のり)面が雨水、渓流等により浸食されるおそれがある場合には、当該法(のり)面の保護の措置を講ずること。
ホ　開発行為により相当量の土砂が流出し、下流地域に災害をもたらすおそれがある場合には、当該開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の措置、森林の残置その他の措置を適切に講ずること。
ヘ　雨水等を適切に排水しなければ災害をもたらすおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設を適切な位置に配置すること。
ト　下流の河川等の流下能力を超える水量が排水されることにより災害をもたらすおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置を適切に講ずること。
チ　開発行為により飛砂、落石、雪崩等の災害をもたらすおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくは雪崩防止柵の設置その他の措置を講ずること。
リ　その他災害の防止上知事が必要と認める措置内容

二　水害の防止上講ずる必要がある措置内容
イ　林地開発区域が含まれる流域において、当該森林が果たすべき水害防止の機能を調査し、当該開発行為によりその防止の機能が阻害され、下流の河川等の流量が増加することにより水害をもたらすおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置を講ずること。
ロ　その他水害の防止上知事が必要と認める措置内容
三　水の確保上講ずる必要がある措置内容
イ　飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、かつ、周辺における水の利用の実態等からみて必要な水量を確保する必要があるときは、貯水池又は導水路等の設置その他の措置を適切に講ずること。
ロ　開発行為に係る森林の周辺において土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置を適切に講ずること。
ハ　その他水の確保上知事が必要と認める措置内容
四　環境の保全上講ずる必要がある措置内容
イ　開発対象区域に開発行為の目的、態様及び周辺の土地利用の実態に応じて相当面積の森林又は緑地を残置し、又は造成を適切に行うこと。
ロ　開発行為により生活環境に著しい影響を及ぼす場合には、開発対象区域内に必要な森林を残置し、又は必要に応じた森林の造成を行うこと。
ハ　その他環境の保全上知事が必要と認める措置内容

（同意を得ていることを証する書類）
第５条　省令第４条第３号に規定する同意を得ていることを証する書類は、次のとおりとする。
一　不動産に係る権利については、契約書の写し、同意証明書（第１号様式）又はこれらに準ずるもの
二　不動産に係る権利以外については、契約書若しくは協定書の写し、利害関係者同意証明書（第２号様式）又はこれらに準ずるもの

（審査）
第６条　知事は、法第１０条の２第１項の許可をするに当たって第３条の計画内容が､法第１０条の２第２項各号に該当するか否かについて審査を行うものとする。

（技術基準等）
第７条　知事は、前条の審査に当たって開発行為を適切に行うために必要な技術基準等を別に定めるものとする。

（計画変更に伴う許可申請等）
第８条　開発許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、当該開発許可について次のいずれかに該当する事項を変更しようとするときは、省令第４条の申請書に変更概要書（第３号様式）及び変更後の計画書を添付して、あらかじめ知事に提出しなければならない。
一　開発行為の目的（当初の目的に他の目的を付加する場合を含む。）
二　林地開発区域の面積（林地開発区域の面積が５ヘクタールを超える場合にあ

っては既に許可を受けた面積から１ヘクタールを超えて増減するときに限り、林地開発区域の面積が５ヘクタール以下である場合にあっては２０パーセントを超えて増減するときに限る。）

三　開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量（次のいずれかに該当する場合に限る。）

イ　開発行為に係る切土、盛土又は捨土の土量が、既に許可を受けた土量からそれぞれ２０パーセントを超えて増加する場合

ロ　変更に係る盛土又は捨土の直高が１５メートルを超える場合

ハ　法（のり）面が既に許可を受けた勾配より急となる場合

四　開発行為に係る災害及び水害の防止において講ずる必要がある措置として設置される施設（新設、廃止又は機能の低下を伴う変更の場合に限る。）

五　残置し、又は造成する森林（次のいずれかに該当する場合に限る。）

イ　開発対象区域内において残置する森林（当該森林のうち１５年生以下のものを除く。）の面積が、当初の許可を受けた面積から１０パーセントを超えて減少する場合

ロ　開発事業区域内において残置し、又は造成する森林の面積が、既に許可を受けた面積からそれぞれ１０パーセントを超えて減少する場合

ハ　開発事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の割合が、前条に規定する技術基準等を下回る場合

二　残置又は造成する森林の配置を著しく変更する場合

六　開発行為の施行工程（開発行為に係る災害及び水害の防止、水の確保並びに環境の保全において講ずる必要がある措置内容に支障が生ずる場合に限る。）

七　その他計画の重要な事項。

２　開発事業者は、当該開発許可について前項各号のいずれにも該当しない事項を変更しようとするときは、林地開発行為変更届出書（第４号様式）に変更後の計画書を添付して、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

３　前２項の場合において、第３条に規定する計画書の記載事項及び添付図書のうち変更に係らないものについては、同条の規定にかかわらず、これを省略することができる。ただし、特に知事が必要と認めた場合は、この限りでない。

（標識の掲示）

第９条　開発事業者は、当該開発許可に係る工事の期間中、工事場所の見やすい位置に、林地開発許可標識（第５号様式）を掲示しなければならない。

（着手の届出）

第１０条　開発事業者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、林地開発行為着手届出書（第６号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（開発行為の中止等）

第１１条　開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、その旨を知事に届け出て、その確認を受けなければならない。

一　当該開発許可に係る工事を中止しようとするとき　林地開発行為中止届出書（第７号様式）

二　当該開発許可に係る工事を廃止しようとするとき　林地開発行為廃止届出書（第８号様式）

２　開発事業者は、前項（第１号に係る部分に限る。）の規定により当該開発行為に係る工事を中止した後再開しようとするときは、林地開発行為再開届出書（第９号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（完了の届出）

第１２条　開発事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、その旨を知事に届け出て、その確認を受けなければならない。

一　当該開発許可に係る主要防災施設の設置（法第十条の二第四項の規定により附された条件に係るものに限る。）の工事が完了したとき　先行防災施設工事完了届出書（第１０号様式）

二　当該開発許可に係る工事を完了したとき　林地開発行為完了届出書（第１０号様式の２）

（災害発生の届出）

第１３条　開発事業者は、当該開発許可に係る工事の期間中に、開発事業区域において災害が発生したときは、林地開発行為災害発生報告書（第１１号様式）により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（施行状況の報告）

第１４条　開発事業者は、当該開発許可に係る工事の予定期間が６月を超えるときは、林地開発行為施行状況報告書（第１２号様式）により、当該工事を着手した日から６月を経過した日以後の毎年３月３１日現在及び９月３０日現在における工事の施行状況を知事に報告しなければならない。

（譲渡等の届出）

第１５条　開発事業者は、当該開発許可に係る地位を他の事業者に譲渡しようとするときは、林地開発行為地位譲渡届出書（第１３号様式）により、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

２　開発許可に係る事業について、事業者から譲渡、相続、合併等により、当該開発許可に係る地位を承継した者は、林地開発行為地位承継届出書（第１４号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（復旧命令に係る着手の届出等）

第１６条　法第１０条の３に基づく復旧命令を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。

一　当該復旧命令に係る工事に着手したとき　復旧命令工事着手届出書（第１５号様式）

二　当該復旧命令に係る工事を完了したとき　復旧命令工事完了届出書（第１６号様式）

（申請書等の提出部数）

第１７条　法等及びこの規則により、知事に提出する申請書、届出書、報告書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　省令第４条の規定に基づく申請書　正副各１部

二　前号の申請書以外の届出書、報告書等　１部

附　則
　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６１年３月３１日三重県規則第１１号抄）
（施行期日）
１　この規則は、昭和６１年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成９年３月３１日三重県規則第１１６号）
この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年４月１日三重県規則第３５号抄）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１１年３月１９日三重県規則第３５号）
この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年７月２日三重県規則第５０号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年１月１０日三重県規則第５号抄）
１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年１月１６日三重県規則第３号）
この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日三重県規則第３２号）
（施行期日）
１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。
（許可等に関する経過措置）
２　この規則の施行前に改正前の三重県林地開発許可に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定により知事に対してされている申請、届出その他の行為は、改正後の三重県林地開発許可に関する規則の相当規定により知事に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
３　旧規則に規定する様式により調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和５年１０月１０日三重県規則第５６号）
この規則は、公布の日から施行する。

第１号様式（第５条関係）
全部改正〔平成19年規則３号、令和3年規則３２号〕
第２号様式（第５条関係）
全部改正〔平成19年規則３号、令和3年規則３２号〕
第３号様式（第８条関係）
追加〔令和3年規則３２号〕
第４号様式（第８条関係）
全部改正〔平成19年規則３号、令和3年規則３２号〕
第５号様式（第９条関係）
全部改正〔平成19年規則３号、令和3年規則３２号〕
第６号様式（第10条関係）
全部改正〔平成19年規則３号、令和3年規則３２号〕
第７号様式（第11条関係）
全部改正〔平成19年規則３号、令和3年規則３２号〕
第８号様式（第11条関係）
全部改正〔平成19年規則３号、令和3年規則３２号〕
第９号様式（第11条関係）
追加〔平成19年規則３号〕、全部改正〔令和3年規則３２号〕
第10号様式（第12条関係）
追加〔令和5年規則５６号〕
第10号様式の2（第12条関係）
追加〔平成19年規則３号〕、全部改正〔令和3年規則３２号〕、
一部改正〔令和5年規則５６号〕
第11号様式（第13条関係）
追加〔平成19年規則３号〕、全部改正〔令和3年規則３２号〕
第12号様式（第14条関係）
追加〔平成19年規則３号〕、全部改正〔令和3年規則３２号〕
第13号様式（第15条関係）
追加〔令和3年規則３２号〕
第14号様式（第15条関係）
追加〔平成19年規則３号〕、全部改正〔令和3年規則３２号〕、
一部改正〔令和5年規則５６号〕
第15号様式（第16条関係）
追加〔平成19年規則３号〕、全部改正〔令和3年規則３２号〕
第16号様式（第16条関係）
追加〔平成19年規則３号〕、全部改正〔令和3年規則３２号〕